

地域主権戦略大綱について

地域主権戦略大綱について①

－構成－

地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)

【第1 地域主権改革の全体像】

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法政上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

【第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大】

【第3 基礎自治体への権限移譲】

【第4 国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)】

【第5 ひも付き補助金の一括交付金化】

【第6 地方税財源の充実確保】

【第7 直轄事業負担金の廃止】

【第8 地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)】

【第9 自治体間連携・道州制】

【第10 緑の分権改革の推進】

【別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置(第2次見直し)】

【別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置】

地域主権戦略大綱について②
－地域福祉関係部分抜粋－

【第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大】
→ **所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出**

【別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置】

3 計画等の策定及びその手続の見直し

〔民生委員法〕

・都道府県の民生委員の指導訓練に関する計画の樹立義務に係る規定(18条)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

〔社会福祉法〕

・市町村地域福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定(107条)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・都道府県地域福祉支援計画を策定又は変更する場合における公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定(108条)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の公表に係る規定(107条、108条)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

地域主権戦略大綱について③

—一括交付金関係抜粋—

【第5 ひも付き補助金の一括交付金化】

(目的) 地域のことは地域で決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にする。

(原則) 各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。

(対象範囲の整理方針)

・社会保障・義務教育関係 — 国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討。基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金の対象外。

(実施手順)

・投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成23年度以降段階的に実施。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成24年度以降段階的に実施。これにあわせて、経常(サービス)に係る国庫負担金の扱いについて検討。
・限定的に特定補助金として許容する場合は、3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断。

(制度設計)

・地方の自由度を拡大する観点から、各府省の枠にとらわれず使えるようにし、できる限り大きいブロックに括る。
・ブロックごとに用途を自由にする。その上で、ブロックのあり方は、地方の自由度を拡大する方向で、不断に見直しを行う。
・配分については、地方の事業ニーズを踏まえるとともに、国の関与をできる限り縮小する。また、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする。
・総額は、一括交付金化の対象となる補助金・交付金等の必要額により設定。
・配分に当たっては、地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による配分を用いる。

(導入のための手順)

・平成23年度から一括交付金を導入。一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定。
・また、国と地方の協議の場等において、地方と協議する。